

部分払に関する特約条項に対する特殊条項

部分払に関する特約条項の第2条第2項第2号の規定にかかわらず、当該契約締結後速やかに、契約金額の範囲内で概算単価表を作成し、甲の確認を受けるものとし、当該概算単価を用いて計算する。